

優秀賞・奨励賞 4題！！ 滋賀県土木技術研究発表

県では、土木関係技術職員の技術力向上と普及ならびに技術の研鑽^{けんさん}を図ることを目的として「滋賀県土木技術研究発表会」を毎年行っています。

今年度は平成20年12月22日(月)に開催、23題の発表がありました。東近江建設管理部からの5題のうち、「八日市新川合流部の模型実験^{ようかいちしんせん}について」の1題が優秀賞、「大津能登川長浜線仁保橋^{にぼし}の架設計画について」、「大津能登川長浜線(腰越峠^{こしごえとうげ})における高盛土施工について」、「長命寺川での難条件下における旧橋撤去について」の3題が奨励賞に輝きました。



総合評価方式の導入 (経理用地課)

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(品確法^{ひんかくぼう})では、公共工事の品質は、「経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも配慮し、価格および品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより確保されなければならない」とされており、発注者は、競争参加者から技術提案を求め、これを適切に審査・評価する、いわゆる総合評価方式による競争入札が求められています。

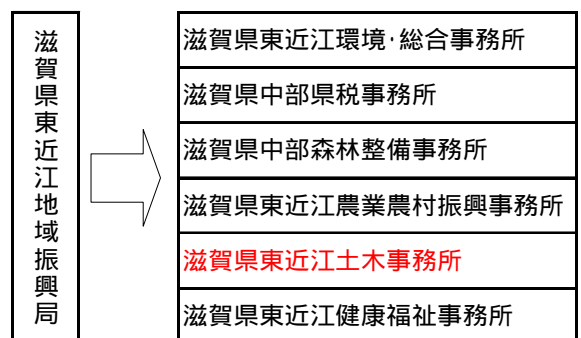
このような状況を踏まえ、滋賀県土木部では、品確法の中心施策である「総合評価方式」を平成18年度から導入し、平成20年度には予定価格1億円以上の工事で本格実施するとともに、平成20年9月1日以降、入札公告手続きに入る5千万円から1億円未満の工事の一部について、試行しました。

東近江地域振興局建設管理部では、総合評価方式(簡易普及型)を導入した簡易型一般競争入札を3件(道路工事1件、河川工事2件)実施しました。県全体では71件(土木交通部43件)、うち1億円未満は県全体で26件(土木交通部20件)の実施でした。平成21年度も引き続き「総合評価方式」の充実に努め、5千万円から1億円未満の工事で試行実施します。

建設管理部が土木事務所に組織改編

市町村合併の進展に伴い市町が基礎自治体としての機能を備えつつある現在、地域振興局の役目も達成されたことから、地方分権を踏まえて県は専門的なものを処理する、いわゆる総合化から専門化へと滋賀県の総合地方機関のあり方が見直され、平成21年4月から新しい組織に変わります。

東近江地域振興局では6つの事務所になり、当建設管理部は東近江土木事務所になり、土木事務所の名前が新しいイメージで復活します。



編集後記

東近江地域振興局建設管理部情報誌『みどりの風』第9号として、待ち望まれている道路整備・橋梁架替、大雪での取り組み、住民と協働で行う川づくり会議・災害図上訓練・愛知川のイベントなどを紹介をしました。

本誌をお読みになったご意見・ご感想をお寄せください。

管理調整課 計画調整担当

T E L : 0748-22-7732

E-mail : HA33150@pref.shiga.lg.jp